

○東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成元年12月20日

規則第48号

東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づき制定

(目的)

第1条 この規則は、東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月台東区条例第45号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表1のとおりとする。

(条例第2条第2項各号列記以外の部分に規定する規則で定める状態)

第3条 条例第2条第2項各号列記以外の部分に規定する規則で定める状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童を監護しない父又は母(次条に定める程度の障害の状態にある者を除く。)と生計を同じくしているとき。

(2) 父又は母の配偶者(次条に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。)に養育されているとき。

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表2のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童(認知した父の扶養がある場合を除く。)

(5) 前号に該当するかどうか不明な児童

(条例第3条第1項第1号の規則で定める法令)

第6条 条例第3条第1項第1号に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(条例第3条第1項第2号の規則で定める対象者)

第7条 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める対象者は、健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び回法の規定に基づくその者の被扶養者であって、前条各号に掲げる法律の規定による医療に関する給付を受けることができないものとする。

(条例第3条第2項第3号の規則で定める施設)

第8条 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める施設は、条例第6条に規定する対象者又は対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置によらずに入所している者(以下「利用契約入所者」という。))がいる場合は、当該施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除く。)とする。

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、ひとり親等(次の各号に掲げる児童の養育者を除く。)にあっては別表3のとおりとし、次の各号に掲げる児童の養育者にあっては別表4のとおりとする。

(1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であって、父又は母がないもの

(2) 第5条第3号に該当する児童であって、父又は母がないもの

(3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 第5条第4号に該当する児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

(5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第1号によりひとり親等(父又は母に限る。以下この項において同じ。)が支払を受けたものとみなす費用の金額は、当該ひとり親等の監護する児童が母又は父から支払を受けた当該児童の養育に必要な費用の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)とする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表5のとおりとする。

(条例第4条第1項の所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金(次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。))に係るものを除く。)及び条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。)に係る所得とする。

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第7項(同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項(同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額、同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- (3) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者(母を除く。))については、27万円
- (4) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者(父又は母を除く。))については、35万円
- (5) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (6) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法附則第6条第5項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

(条例第4条第2項の規則で定める特例)

第12条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権、その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

(条例第5条第1項第1号の規則で定める額)

第13条 条例第5条第1項第1号に規定する規則で定める額は、同条に規定する高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額(入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第14条及び第14条の2の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、当該高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第14条第1項又は第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 令第15条第1項又は第2項各号に定める者の区分にかかわらず5万7,600円(当該療養のあった月以前の12月以内に既に負担した額が5万7,600円である月数が3月以上ある場合にあつては、4万4,400円)
- (2) 令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 令第15条第3項各号に定める者の区分にかかわらず1万8,000円
- (3) 毎年8月1日から翌年7月31日までの期間における令第14条の2第1項に規定する年間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額 14万4,000円

(条例第5条第1項第2号の規則で定める額)

第13条の2 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める額は、第7条に規定する対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法及び社会保険各法以外の法令によって医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって対象者が負担すべき額とする。

(条例第5条第2項の規則で定める者)

第14条 条例第5条第2項に規定する規則で定める者は、ひとり親等及び扶養義務者等が、当該年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者又は区市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)とする。

(条例第6条の医療証の交付申請)

第15条 条例第6条に規定する申請は、医療証交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員、若しくは被扶養者であることを証する書類
 - (2) 認定調書(第2号様式)
 - (3) 戸籍の謄本又は抄本
 - (4) 世帯の全員の住民票の写し
 - (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
 - (6) ひとり親等及び扶養義務者等の当該年度の課税の状況を証する書類
 - (7) 養育費に関する申告書
- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号まで及び第7号の書類の添付を省略することができる。
- 3 区長は、条例第6条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証(第3号様式)を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、区長は対象者が前条に定める者と決定したときは、前項の医療証に替えて医療証(第3号の2様式)を交付するものとする。

(一部負担金の減額又は免除)

第16条 区長は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第33条第1項に掲げる事由に該当することにより条例第5条第1項に規定する一部負担金等相当額(同項に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。以下同じ。)を支払うことが困難と認められる対象者に対し、一部負担金等相当額を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定により、一部負担金等相当額の減額又は免除を受けようとする対象者は、一部負担金免除申請書(第10号様式)に、同項に該当することを明らかにすることができる書類を添えて、区長に申請しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により申請があつた場合において、対象者が第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、一部負担金減免証明書(第11号様式)を交付し、同項に規定する要件に該当しないと認めるときは、一部負担金減免不承認通知書(第12号様式)により通知するものとする。
- 4 前項の規定により一部負担金減免証明書の交付を受けた者は、病院等に医療証を提示する際に一部負担金減免証明書を提示しなければならない。
(医療証の有効期限)

第17条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(医療証の返還)

第18条 受給者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第19条 受給者は、医療証を破損、汚損、又は紛失したときは、医療証再交付申請書(第5号様式)により区長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破損、又は汚損したときは前項の申請に、その医療証を添えなければならない。

3 受給者は、医療証の再交付を受けた後において、紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を区長に返還しなければならない。

(条例第7条第2項の助成の方法の特例)

第20条 条例第7条第2項に規定する特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により対象者にかかる療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 法第84条第1項に規定する高額療養費に相当する額として、対象者が病院、診療所若しくは薬局又はその他の者に支払った額から第13条に定める額を控除した額が支給される時。

(3) 前2号に定める場合のほか、区長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第7条第2項ただし書に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、医療助成費支給申請書(第6号様式)により区長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項第1号の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、台東区が国民健康保険法による保険者として受給者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(条例第8条の規則で定める届出)

第21条 条例第8条第1項に規定する届出は、申請事項変更(消滅)届(第7号様式)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、現況届(第8号様式)に認定調書、ひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類、その所得の課税の状況を証する書類及び養育費等に関する申告書を添えて、毎年8月1日から11月30日までの間に行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が児童扶養手当証書を提示するときは、課税の状況を証する書類以外の書類の添付を省略することができる。

3 条例第8条第3項に規定する届出は、第三者行為による傷病届(第13号様式)により行わなければならない。

(受給資格喪失の通知)

第22条 区長は、受給者が条例第3条及び第4条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めたときは、医療費助成受給資格喪失通知書(第9号様式)により当該受給者であったものに通知するものとする。ただし、受給者が死亡した場合及び児童が18歳に達した日の属する年度の末日を経過した場合(別表1に定める程度の障害の状態にある児童にあっては20歳に達した場合は)、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第23条 条例第9条の2第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について(第14号様式)を区長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第9条の2第2項の規定による通知は、債権譲渡通知書(第15号様式)により行うものとする。

(添付書類の省略)

第24条 区長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

付 則

この規則は、平成2年1月1日から施行する。ただし、第13条、第18条及び第19条第2項の規定は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成2年10月31日規則第26号)

1 この規則は、平成3年1月1日から施行する。ただし、第1号様式及び第8号様式の改正規定は、平成2年11月1日から施行する。

2 改正後の第11条及び別表3の規定は、平成3年1月1日以後の対象者にかかる所得の額の計算方法について適用し、同日前の対象者にかかる所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則(平成3年9月27日規則第33号)

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

2 改正後の別表3の規定は、平成4年1月1日以後の対象者にかかる所得の額の計算方法について適用し、同日前を対象者にかかる所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則(平成4年12月15日規則第47号)

1 この規則は、平成5年1月1日から施行する。

2 改正後の別表3の規定は、平成5年1月1日以後の対象者にかかる所得の額の計算方法について適用し、同日前を対象者にかかる所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則(平成5年11月1日規則第48号)

- 1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表3の規定は、平成6年1月1日以後の対象者にかかる所得の額の計算方法について適用し、同日前の対象者にかかる所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則(平成6年3月31日規則第14号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、平成6年4月1日以後の対象者にかかる所得の額の計算方法について適用し、同日前の対象者にかかる所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則(平成6年12月20日規則第58号)

- 1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表3、別表4及び別表5の規定は、平成7年1月1日以後の対象者にかかる所得の額の計算方法について適用し、同日前の対象者にかかる所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則(平成7年12月5日規則第53号)

- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表3、別表4及び別表5の規定は、平成8年1月1日以後の対象者にかかる所得の額の計算方法について適用し、同日前の対象者にかかる所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則(平成8年12月20日規則第54号)

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条第3項、別表3、別表4及び別表5の規定は、平成9年1月1日以後の対象者にかかる所得の額の計算方法について適用し、同日前の対象者にかかる所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則(平成9年6月13日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年12月26日規則第63号)

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表3、別表4及び別表5の規定は、平成10年1月1日以後の対象者にかかる所得の額の計算方法について適用し、同日前の対象者にかかる所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

付 則(平成11年4月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年12月28日規則第98号)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日以後における医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成14年10月1日規則第63号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条及び第11条の改正規定、第14条の改正規定(同条第4項中「次条」を「前条」に改める部分及び同条を第15条とする部分を除く。)、第21条の改正規定並びに別表第3、第1号様式、第3号様式、第3号の2様式及び第8号様式の改正規定は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条、第11条及び別表第3の規定は、平成15年1月1日以後の対象者にかかる所得の額の計算方法について適用し、同日前の対象者にかかる所得の額の計算方法については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第1号様式及び第8号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成15年10月24日規則第65号)

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条及び第11条の規定は、平成16年1月1日以後の対象者にかかる所得の額の計算方法について適用し、同日前の対象者にかかる所得の額の計算方法については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第1号様式及び第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成17年3月31日規則第34号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成17年12月15日規則第135号)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第11条の規定は、平成18年1月1日以後の対象者にかかる所得の額の計算方法について適用し、同日前の対象者にかかる所得の額の計算方法については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成18年3月31日規則第33号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条第1号の改正規定中「母子生活支援施設」の次に「知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設」を加える部分は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成18年9月29日規則第69号)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第11条の規定は、平成19年1月1日以後の対象者に係る所得の額の計算方法について適用し、同日前の対象者に係る所得の額の計算方法については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第3号様式及び第3号の2様式による医療証で、現に効力を有するものは、新規則第3号様式及び第3号の2様式による医療証とみなす。
- 4 この規則施行の際、旧規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成19年7月31日規則第85号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

付 則(平成19年12月25日規則第136号)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成20年3月31日規則第27号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第3号様式及び第3号の2様式による医療証で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第3号様式及び第3号の2様式による医療証とみなす。
- 3 この規則施行の際、旧規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成20年6月25日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年12月24日規則第76号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

付 則(平成22年5月28日規則第35号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

付 則(平成24年7月6日規則第59号)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成24年7月31日規則第70号)

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成25年12月27日規則第68号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

付 則(平成26年3月31日規則第26号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- この規則施行の際、第1条の規定による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成26年9月30日規則第37号)

- この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 平成27年12月31日以前の療養に係る改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第10条及び第11条第1項の規定の適用については、改正後の規則第10条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、改正後の規則第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。

- 平成28年1月1日から同年12月31日までの療養に係る改正後の規則第10条及び第11条第1項の規定の適用については、改正後の規則第10条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、改正後の規則第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

付 則(平成27年12月28日規則第85号)

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4号様式、第9号様式及び第12号様式の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成28年12月28日規則第119号)

- この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、別表3から別表5までの改正規定は、同年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の第11条第1項及び第1号様式の規定は、平成31年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成30年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成29年10月25日規則第44号)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第3号様式及び第3号の2様式による医療証で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第3号様式及び第3号の2様式による医療証とみなす。
- この規則施行の際、旧規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(平成30年7月31日規則第44号)

- この規則は、平成30年8月1日から施行する。
- 改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第13条の規定は、平成30年8月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成30年7月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(平成31年1月25日規則第4号抄)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第12条及び別表3の規定並びに第1号様式は、令和2年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日以前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(令和元年7月31日規則第20号)

(施行期日)

- この規則は、令和元年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第13条の規定は、令和元年8月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和元年7月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(東京都台東区児童育成手当条例施行規則及び東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 東京都台東区児童育成手当条例施行規則及び東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成31年1月台東区規則第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(令和2年12月28日規則第57号)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第11条の規定は、平成30年8月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同年7月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第11条の規定は、令和4年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和3年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則(令和3年3月31日規則第30号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第11条の規定は、令和4年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和3年12月31日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和4年1月21日規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則(令和4年3月28日規則第60号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和5年12月15日規則第82号)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第22条及び第1号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第3号様式及び第3号の2様式による医療証で、現に効力を有するものは、この規則による改正後の東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第3号様式及び第3号の2様式による医療証とみなす。
- 3 新規則第22条の規定(別表第1に定める程度の障害の状態にある児童(以下「別表第1該当児童」という。)が20歳に達した場合の受給資格喪失の通知に係る部分に限る。)は、第22条の改正規定の施行の日以後に別表第1該当児童が20歳に達した場合の受給資格喪失の通知について適用し、同日前に別表第1該当児童が20歳に達した場合の受給資格喪失の通知については、なお従前の例による。
- 4 この規則施行の際、旧規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表1(第2条関係)

1 次に掲げる視覚障害

- イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
- ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 1上肢の全ての指を欠くもの
- 10 1上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢の全ての指を欠くもの
- 12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの

- 13 1下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表2(第4条関係)

- 1 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢の全ての指を欠くもの
 - 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表3(第9条関係)

次の表の左欄に定める区分に応じて、[同表](#)の右欄に定める額とする。

扶養親族等及び扶養親族等でない児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は扶養親族等でない児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法 に規定する同一生計配偶者(70歳以上に限る。))又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、 同法 に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額)

別表4(第9条関係)

次の表の左欄に定める区分に応じて、[同表](#)の右欄に定める額とする。

扶養親族等及び扶養親族等でない児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等又は扶養親族等でない児童のうち1人を除いた扶養親族等又は扶養親族等でない児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法 に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表5(第9条関係)

次の表の左欄に定める区分に応じて、[同表](#)の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
---------	----

第2号様式(1)(第15条関係)

第2号様式(1)(第15条関係)

事実婚の解消に関する調書

項 目	内 容
子の父又は母の状況	1 判 明 2 不 明 (理由) 氏 名 住 所 電話番号
同 居 の 期 間	年 月 から 年 月 まで
事 実 婚 を 解 消 し た 理 由	
同 居 時 の 住 所	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

第2号様式(2)(第15条関係)

第2号様式(2)(第15条関係)

父又は母の就労に関する調書

項 目	内 容
就 労 状 況	父又は母の氏名 _____ (該当する番号に○印をして下さい) 1 就労している(自営業も含む) 2 就労していない (理由) 3 現在休職中である
就 労 形 態	1 常 勤 雇 用 2 非 常 勤 雇 用 3 自 営 業 ・ そ の 他
日 常 生 活 の 状 況	1 介 護 状 況 (常時介護が必要・その他) 2 身 辺 処 理 状 況 (手助けが必要・自分でできる)
通 院 等 の 状 況	・通院 月平均 回 ・過去1年間の入院歴 回:延 日間
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

第2号様式(3)(第15条関係)

第2号様式(3)(第15条関係)

生死不明に関する調書

項 目	内 容
生死が明らかでない 父又は母の氏名	
生死が明らかでない 期 間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない 状 況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

第2号様式(4)(第15条関係)

第2号様式(4)(第15条関係)

遺棄に関する調書

項目	内容
遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引続き現在まで
遺棄している父又は母と児童との関係	1 実父(母) 2 養父(母) 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している父又は母の行方の状況	1 不明 2 判明 住所 電話
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

第2号様式(5)(第15条関係)

第2号様式(5)(第15条関係)

未婚の母子に関する調書

項 目	内 容
父 の 状 況	1 不明(理由) 2 判明 氏 名 住 所 妻の有無 有 ・ 無
子 供 の 安 否 を 気 遣 う 電 話 、 手 紙 等	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子 供 の 安 否 を 気 遣 う 訪 問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
認 知	1 有(年 月頃) 2 無(理由)
生 計 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

第2号様式(6)(第15条関係)

第2号様式(6)(第15条関係)

養育者に関する調書

項 目	内 容
養育児童の氏名	
児童の父の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

第3号様式(第15条関係)

第3号様式(第15条関係)

(表)

(一)		(二)		(三)	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ① 医療証 ② </div>		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 受給者 番号・氏名 備考 </div>		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 受給者 番号・氏名 備考 </div>	
住所		負担者番号		負担者番号	
		受給者番号		受給者番号	
氏名		負担者番号		負担者番号	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	受給者番号		受給者番号	
次の受給者は、東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により、医療費の一部を台東区が助成するものであることを証明する。 東京都台東区長		負担者番号		負担者番号	
		受給者番号		受給者番号	
交付年月日	年 月 日	負担者番号		負担者番号	
		受給者番号		受給者番号	

(裏)

ご 注 意
<p>1 この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一緒に提出してください。</p> <p>②表示のある医療証をお持ちの方は、東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による一部負担金相当額をお支払いください。</p> <p>2 入院の場合は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。</p> <p>3 高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証等を提示してください。</p> <p>4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。</p> <p>5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口で医療費の支給を申請してください。</p> <p>6 受給者の資格がなくなったときは、この証を下記の窓口にお返してください。</p> <p>7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口でこの証を添えて届け出てください。</p> <p>8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。</p> <p>9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。問合せ先</p>

第3号の2様式(第15条関係)

第3号の2様式(第15条関係)

(表)

(一)		(二)			(三)		
㊟ 医 療 証 ㊟		受給者	番号・氏名	備考	受給者	番号・氏名	備考
住 所		負担者番号			負担者番号		
		受給者番号			受給者番号		
氏 名		負担者番号			負担者番号		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	受給者番号			受給者番号		
次の受給者は、東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例により、医療費の一部を台東区が助成するものであることを証明する。 東京都台東区長							
㊟		負担者番号			負担者番号		
交付年月日		受給者番号			受給者番号		
	年 月 日						

(裏)

ご 注 意
1 この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を一纏に提出してください。 ㊟表示のある医療証をお持ちの方は、東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による一部負担金相当額をお支払いください。
2 入院の場合は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額をお支払いください。
3 高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証等を提示してください。
4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口で医療費の支給を申請してください。
6 受給者の資格がなくなったときは、この証を下記の窓口にお返してください。
7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口でこの証を添えて届け出てください。
8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。問合せ先

第4号様式(第15条関係)

第4号様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

殿

東京都台東区長



ひとり親家庭等医療費助成制度
医療証交付申請却下決定通知書

年 月 日付で申請のありました医療証の交付について審査しましたが、あなたは次の理由でひとり親家庭等医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

理由

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、書面で台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第19条関係)

④ ひとり親家庭等医療費助成制度医療証再交付申請書

年 月 日

東京都台東区長 殿

住 所
氏 名

次の理由により、ひとり親家庭等医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証 番号	負担者番号								
	受給者番号								
医療証交付年月日		年 月 日							
申請理由		1 なくした 2 汚した 3 その他(具体的に書いてください)							

第6号様式(第20条関係)

第6号様式(第20条関係)

② ひとり親家庭等医療助成費支給申請書

医療証	負担者番号							支給決定額			
	受給者番号								円		
健康保険証	被保険者証 記号・番号	(枝番)						被保険者氏名			
	診療対象者氏名 (生年月日)	(年 月 日)						資格取得年月日	年 月 日		
	保険者名称							保険者番号			
診療報酬 明細書	診療期間	区分	病院等の名称 (医療機関コード)	領収書 枚数	申請の種類		医療費の内訳				
	自 . .	外来 入院		枚	1 一般	5 移送	円	総保険点 数(日数)	点	申請額	
	至 . .				2 歯科	6 補装具					円
	自 . .	外来 入院		枚	3 薬剤	7 その他	円	総保険点 数(日数)	点	申請額	
	至 . .				4 看護						円
自 . .	外来 入院		枚	1 一般	5 移送	円	総保険点 数(日数)	点	申請額		
至 . .				2 歯科	6 補装具					円	(日)
自 . .	外来 入院		枚	3 薬剤	7 その他	円	総保険点 数(日数)	点	申請額		
至 . .				4 看護						円	(日)
申請の理由	1 医療証発行前の受診				2 都外受診						
	3 医療証を取り扱っていなかった				4 その他()						
振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 (店番号)				種別	口座番号					
					1 普通	口座名義人(カナシメイ)					
					2 当座						
上記のとおり、医療助成費の支給を申請します。											
年 月 日											
台東区長 殿											
申請者 住所.....											
氏名.....											
電話番号.....											

※ 太枠の中を記入してください。

該当事項を○で囲んでください。

第7号様式(第21条関係)

第7号様式(第21条関係)

② ひとり親家庭等医療費助成制度 申請事項 変更(消滅)届

医療証番号	負担者番号									
	受給者番号									
変更の場 合	氏名	旧氏名							新氏名	
		変更理由	のための変更							
	住所	旧住所	台東区							
		新住所	台東区	電話						
		変更理由	のための変更							
	(新)勤務内容	職業							名称	
		所在地								
	(新)加入医療保険	保険の種類	1 国保 2 国組 3 社保 4 その他							
		被保険者氏名							申請者との続柄	
		被保険者証記号番号	(枝番)						保険者名	符号名称
保険者所在地		〒							電話	
付加給付の有無		あり なし								
対象児童・扶養義務者	増減	氏名					生年月日	年月日	申請者との続柄	
		個人番号								
		住所								
		前住所								
変更年月日		年月日								

消滅の理由 場 合	1 他区(市町村)に転出 (転出先住所 電話)
	2 生活保護受給
	3 死亡
	4 ひとり親家庭でなくなった (具体的理由: 婚姻・児童を養育しなくなった・その他)
	5 その他()
消滅年月日 年月日	

上記のとおり、届け出ます。

年月日

台東区長 殿

住所 台東区
氏名

(裏)

[記入上の注意]

- 1 ①の欄
 - (1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおりに記入してください。現住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入してください。
 - (2) 「㊟医療助成の有無」欄は、心身障害者医療費助成制度による医療給付受給者の該当の有無を○で囲んでください。
 - (3) 「保険の種類」欄は、加入している健康保険に該当する番号を○で囲んでください。
- 2 ②の欄
ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。
- 3 ③の欄
 - (1) 家族について記入してください。なお、同居している方も記入してください。
 - (2) 「㊟医療助成の有無」欄は、上記1(2)と同様です。
 - (3) 「㊟㊟医療助成の有無」欄は、乳幼児・子ども医療費助成制度による医療給付受給者の該当の有無を○で囲んでください。
- 4 ④の欄
障害のある方の氏名と障害名等を記入してください。
- 5 ⑤の欄
事実上の婚姻関係にある配偶者を含みます。
- 6 ⑥の欄
あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 7 ⑦の欄
記入は必要ありません。
- 8 この現況届に添えていただく書類は、次のとおりです。
 - (1) あなたと児童の健康保険証の写し
 - (2) 養育費等に関する申告書
 - (3) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(2)の書類は必要ありません。)
- 9 この現況届についてわからないことがありましたら、担当の職員におたずねください。

あなたと児童の健康保険証の写しをこの箇所に貼ってください。
(台東区発行の国民健康保険証の場合、写しの添付を省略することができます。)

第9号様式(第22条関係)

第9号様式(第22条関係)

第 号
年 月 日

殿

東京都台東区長



ひとり親家庭等医療費助成制度
受給資格喪失通知書

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格が、なくなりましたので通知します。

資格喪失年月日	年 月 日	受給者番号	
資格喪失理由	所得制限を超えた場合	扶養人数	人(うち老人 人)
			(うち特定扶養 人)
		あなたの前年の所得	円
		所得限度額	円
備考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、書面で台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式(第16条関係)

第10号様式(第16条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免申請書

負担者番号									
受給者番号									
受給者	氏名								
	生年月日								
	住所								
傷病名									
発病又は負傷年月日									
申請の理由									

上記のとおり、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条の規定に基づき、一部負担金の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

台東区長 殿

住所
氏名

第11号様式(第16条関係)

第 11 号様式(第 16 条関係)

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免証明書

負 担 者 番 号									
受 給 者 番 号									
受 給 者	氏 名								
	生 年 月 日								
	住 所								
減 額 、 免 除 の 別		減 額(円)、 免 除							
有 効 期 間		自 年 月 日 至 年 月 日							

上記のとおり、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第 16 条の規定により、一部負担金を減免し、減免額に相当する額を助成することを証明します。

年 月 日

台東区長



第12号様式(第16条関係)

第12号様式(第16条関係)

第 号
年 月 日

殿

東京都台東区長

印

ひとり親家庭等医療費助成制度
一部負担金減免不承認通知書

年 月 日付で申請のありましたひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第16条の規定に基づく一部負担金の減免について、次の理由で助成をしないことを決定しましたので通知します。

理由

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、書面で台東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、台東区を被告として(訴訟において台東区を代表する者は台東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式(第21条関係)

第13号様式（第21条関係）

 第三者行為による傷病届

対象者 (被害者)	医療証	負担者番号														被保険者証記号・番号	
		受給者番号															被保険者氏名
	保険者名称													保険者番号			
第三者 行為 (事故) の状況	発生日時													発生場所			
	原因及び被害の状況																
第三者 (加害者)	住所																
	氏名													電話番号			
	交通事故の場合	自賠責保険	保険会社名												電話番号		
			所在地														
	任意保険	任意保険	保険会社名												電話番号		
			所在地														

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

東京都台東区長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

第14号様式(第23条関係)

第14号様式(第23条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

東京都台東区長 殿

住 所

氏 名

(年 月 日生)

電話番号

東京都台東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条の2第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について、東京都台東区から助成を受けた額の限度において、私が加害者_____に対して有する下記損害賠償請求権を台東区に譲渡します。

記

譲渡する債権	債権額	金 円			
	発生日時		発生場所		
	原因及び被害の状況				
債務者(加害者)	住 所				
	氏 名		電話番号		
	交通事故の場合	自賠責保険	保 険 会社名		電話番号
			所在地		
		任意保険	保 険 会社名		電話番号
			所在地		

第15号様式(第23条関係)

第15号様式(第23条関係)

債権譲渡通知書

年 月 日

殿

譲渡人 住所

氏名

私が貴殿に対して有する下記の債権を譲渡しましたので
通知します。

記

1 債権額 金 円

2 債権発生の原因である事実

3 譲渡日 年 月 日

4 譲受人 台東区

東京都台東区東上野四丁目5番6号

備考

- 1 必ず郵便法(昭和22年法律第165号)第48条第1項の規定による内容証明を受けてください。
- 2 1行26字以内、1枚20行以内で作成してください。